

令和4年8月17日

富山経済同友会代表幹事様

富山県商工労働部長



新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・厚生センター等からの
証明書等の取得に対する配慮に関するお願い

日頃より、本県行政の推進及び新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力を賜り、お礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、新規感染者数が全国的にこれまでで最も高い感染レベルを更新し続けており、医療提供体制への影響も含め最大限の警戒感をもって注視していく必要があります。

貴団体におかれましては、これまで新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただいているところですが、昨今の感染状況等に鑑み、医療機関や厚生センター等が重症化リスクのある方への対応を確実に行うことができるよう、下記について改めて会員企業に対して、広く周知啓発いただきますようお願い申し上げます。

記

1 従業員が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員から、医療機関や厚生センター等が発行する検査の結果を証明する書類を求めることがないこと。

やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要のない限り、医療機関や厚生センター等が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自らMy HER-SYSで取得した療養証明書（ログイン後、ただちに取得可能。別添参照）等により、確認を行うこと。

2 従業員が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間（※）が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員が職場に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めることがないこと。

※ 有症状の場合は10日間、無症状の場合は7日間

3 従業員が厚生センター等から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、職場に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えありません。

4 従業員以外の者（顧客や来訪者などを想定）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、自らMy HER-SYS で取得した療養証明書（感染していることを確認する場合に限る）や抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めることとし、真に必要のない限り、医療機関や厚生センター等から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと。

お問合せ先
厚生部感染症対策課
TEL 076-444-5591